

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330028

研究課題名(和文) 民法物権編の全面改正を目指して—フランス物権法改正草案を素材とする包括的検討

研究課題名(英文) Towards the Reform of the Law of Property--The examination of drafts of reforms to the Law of Property of The Henri Capitant Association

研究代表者

平野 裕之(Hirano, Hiroyuki)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：80208842

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,500,000円、(間接経費) 2,850,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、フランス物権法について重要な個別的業績を発表してきた研究者を結集し、2008年にアンリ・カピタン協会により発表され、フランス司法大臣に提出されたフランス民法典物権法改正準備草案が都市化・高度産業化した現代社会に適合した新たな包括的物権法規定のあり方を提唱したことに刺激を受け、日本についても、現代社会に対応した体系的物権法のあり方を提唱した。そして、本研究は、日本側研究者とフランス側研究者の相互対話により、財とその帰属の多様化に直面する現代の物権法が解決を必要とする課題を様々な角度から明らかにするとともに、来るべき物権法改正に堅実かつ実践的な理論的基礎を提供したことに求められる。

研究成果の概要(英文)：This research groupe is organized by researchers who have published important papers concerning French property law. This reserch examined drafts of reforms to the Law of Property of The Henri Capitant Association of Friends of French Legal Culture and proposed the theoretical foundation for the systematic property law that is reformed to be suitable for the highly urbanized and industrialized society. Our society is confronting to the diversification of property and of relation between properties and subjects, or legal entities and there is many problems concerning to this phenomenon. Moreover, our reserch groupe made mutual dialogs with the french reserch groupe. As a result, our reserch groupe clarified actual conditions of French property law and Japanese property law, and extracted tasks to be resolved. Then, our reserch groupe made preparations for the reforming Japanese property law.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、民事法学

キーワード：物権法改正 財の多様化 無体物 フランス物権法 都市問題 集合財産 財産管理 用益権

1. 研究開始当初の背景

本研究は、フランスにおいて 2008 年 11 月に発表されたアンリ・カピタン協会によるフランス民法物権法改正準備草案である(以下、「準備草案」という。注釈を含め、Proposition de l'association Henri Capitant pour une réforme du droit des biens, sous la direction de Hugues Périnet-Marquet, 2009)に着目することから開始された。アンリ・カピタン協会は、フランスの代表的学会として、フランス民法担保法改正(2006年)、時効法改正(2008年)で大きな役割を果たしてきたが、物権法についても改正を求めた。フランス民法物権法の規定の相当部分は、農業社会であった 1804 年制定時のままであり、判例・学説がその外に展開したことから、準備草案は、都市化・高度産業社会化した現代社会に対応した民法物権法を提案している(ここでの物権法は、登記制度と関係する物権変動論は含まない)。

日本でも、いままさに債権法改正が審議されている途上にあるが、民法物権法は制定以来殆ど改正を受けていない。経済社会の発展に伴い、情報や環境など有体物に限定されない多様な財産・法益が登場し(2010年度の日本私法学会のシンポジウムのテーマが「新しい法益と不法行為法の課題」)、これに対する法的保護が必要になり、また社会の都市化が進んでいる。しかし、日本の物権法は、(1)「物」を「有体物」に限定しているために(民法 85 条)、無体物に対する物権法上の救済については、十分な議論がなされず、無体物を含めた包括担保論の展開も明確でなく、金銭や財産的価値について適切な対応が難しい。(2)物権法規定は、都市化に伴う近隣妨害、境界確定、通行権などの近隣間紛争にも有効ではない。

本研究は、以上の日本物権法の現況に鑑み、都市化・高度産業社会化した現代社会に対応した物権法を提案する準備草案を参照し、現代日本社会に適合した物権法のあり方を模索することが背景となっている。

2. 研究の目的

本研究は、フランス物権法について重要な個別的業績を発表してきた研究者を結集し、現代社会に適合した新たな体系的物権法のあり方を提案する。フランス民法物権法は、1804 年制定以来根本的改正を受けず、制定時の農業社会に対応した規定が多く、都市化・高度産業社会化した現代社会への適合性が問題になっているが、2008 年にアンリ・カピタン協会から司法大臣に提出されたフランス民法典物権法改正準備草案が現代的な体系的物権法のあり方を提唱した。本研究は、この準備草案を手がかりに、日本の物権法について、多様化した財の帰属・支配の基礎としての役割を果たし、都市化社会へ対応するための改正が必要なことを明らかにする。本研究は、「日本法とフランス法が双方

から学ぶ」との観点からフランス物権法改正にも批判的立場から貢献する。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、(1)研究メンバーによる継続的な月一回の研究会開催、(2)仏人研究者との研究セミナーの開催、(3)書籍刊行、学会報告による国内外への成果発表が挙げられる。平成 23 年度の研究計画の基軸として、仏人研究者の参加により、多様な財の帰属・支配の基礎理論に関する第 2 回日仏比較物権法セミナーを開催が予定されていた。当該計画は 2011 年 9 月 21 日、22 日の北海道大学で開催されたシンポジウム「21 世紀における物権法改正に向けて - 日仏比較研究」として結実した。なお、同シンポジウムに先立ち、月一度の研究会を開催され、各テーマの検討が深められた。各テーマにつき仏人研究者と共同で、森田が「物権法と債権法」、吉井が「財の法に関する普通法と特別法」、片山が「財の管理」、平野が「物権法・担保物権法と私的自治」、金山が「有体物と無体物の占有」の報告対論が行われ、吉田による議論の総括が行われた。金山報告は日本法における無体物の規律の現状に明らかにし、平野報告は高度産業社会と財産の多様化に伴う私人による財の創出に対する法規制の現状を示す。また、片山報告が現代において重要性を有する物と人との関係の一つの財産管理を物権法の問題として論じる意義を明確にした。森田報告はこれら多様な財の法規制に理論的基盤を提供し、吉井報告は特別法に散在する多様な財の規制と一般法の関係性を明確にする。各テーマに対しては、小柳、山城、高が質疑応答を担当し、議論を深めた。吉田による総括は各報告を総合し、物権法の課題を統一的視座から描き出した。同セミナーでは日仏研究者間で活発な議論が交わされ、フランス法の物権法制の理解が一層深められ、同時に日本物権法の問題性が照射され、改正の方向性および今後の検討課題、必要な作業が明確化された。

平成 24 年度においては、上記シンポジウムの成果を内外に問うことが活動の軸に置かれた。まず、新世代法政策学研究 17 号に、森田、吉井、片山、金山、吉田による各報告ほか、当日の質疑応答(小柳=山城=高ほか)などが詳細に掲載された。次に、これらシンポジウムの概要は、主要な法律雑誌である『法律時報』の 84 巻 11 号に掲載されることで、より広く国内にその成果が問われた。さらに重大な点として、第 1 回日仏比較物権法セミナーと併せて、上記シンポジウムの研究成果が、フランスの有力出版社より仏語研究所として出版されたことを挙げるができる。同書は、仏人研究者 Michel Grimaldi のほか、本研究分担者である片山・金山が編者となった(図書・業績)。そして、フランスの著名な仏人研究者による論稿とともに、吉田、金山、片山、森田、小柳、吉井による複数

の仏語論文が収録された。これら媒体による研究成果の公表により、本研究の成果は国内外に広く問うことが可能となり、我が国の物権法の基礎理論研究に大いに貢献することとなった。また、日仏民法法における研究交流・相互対話がより緊密なものとなるに至った。

平成25年度においては、本件研究開始年度から継続したかたちで、月一度の研究会を開催し、平成23年度開催のシンポジウムの内容を踏まえて私法学会における報告のための検討を行った。とりわけ、より広い観点から日本物権法の改正課題を検討すべく、民法のほかの専門分野の研究者を招聘し、知的財産法や身体と財産に関するテーマを設定し、研究会を開催した。以上の作業を経て、比較法学会（学会報告④～⑦）・私法学会（学会報告①～③）における報告内容および報告者を決定するとともに、チーム内における日本物権法改正に向けての具体的作業および課題を設定することが明確になされた。

4. 研究成果

(1) これまで述べたとおり、本研究は、フランス物権法に関する準備草案を参照しつつ、に現代社会に適合した新たな体系的物権法のあり方を提案することを目的とするものであった。そして、その具体的遂行方法としては、研究メンバーによる継続的な月一回の研究会開催、仏人研究者との研究セミナーの開催、書籍刊行、学会報告による国内外への成果発表が選択された。

以上の研究活動により、現代社会における物権法が解決を必要とする課題が明らかにされた。これら課題群は、現代社会における「財」の多様化に大きく関わり、主体と客体たる「財」との帰属関係をめぐって展開される。この課題に関する研究成果は、帰属関係論の深化、帰属関係以外への研究領域の拡大に整序することができる（業績、など）。

(2) まず、帰属関係論の深化に関し、(i) 古典的民法体系における物権・債権という権利の二大カテゴリーの評価が重要となってくる。本研究において、日仏の比較研究より、これら二大カテゴリーが相対化の動向のもとにあることが明らかされた一方、権利侵害に対するサンクションにおいてなお、区別の意義が見出されることが確認された（業績、など）。

次に、(ii) 権利の内的構造の側面から帰属関係論へのアプローチが試みられた。つまり、物権法定主義において、新たな物権創設と内容変更の禁止が謳われる一方、新出の担保技術に関連して、立法や判例法においては個人意思に大きな役割が認められ、新たな物権の創出状況が明確にされた。他方、内容変更禁止については、形式的観点よりむしろ暴利行為規制等の実質的観点の重視の傾向が確認された（業績、など）。

(3) さらに、帰属関係以外への研究領域の拡大については、(i) 財の管理と(ii) 財の占有の問題が挙げられる。(i) 財の管理については、現代の経済的要請に適合的な動態的管理の必要性が明らかにされた。すなわち、経営財や資産総体からの分離を第三者に対抗することや、収益等の一部を管理者に賦与するためのシステム構築に関する、立法的課題が明らかにされた（業績、）。加えて、建物区分所有を素材として、不動産管理の要請に基づく所有権制度の整備の必要性に関する日本法の特徴および問題状況が、日仏の比較によってクリアなものとなった（業績、②など）。(ii) 財の占有に関し、日本法において占有訴権がその重要性を減じている一方、日本においては仮処分、フランスにおいてはレフェレ（急速審理）に関して占有が有意味な役割を果たす可能性が示唆されるに至った。また、無体財と取得時効に関して、新たな財の現出に伴う理論的整備の必要性が明確とされた（業績、）。

(4) 以上をより敷衍して表現するのであれば、本研究により、我が国の物権法改正に取り組むにあたっての具体的作業が明らかとされ、以下のものが、喫緊の課題として設定されることが明らかとなった。すなわち、財の多様化と帰属関係の多様化を踏まえた財の法の一般理論と法システムを構築すること、財の管理をめぐる物権行使型の意義の確認、財の法における意思自治拡張、財の法における法的関係の多様化のもと、そこに通底する普通法（ないし一般法）の模索である（業績、など）。

(5) なお、本研究母体となる「フランス物権法研究会」は、2012年にメンバーを拡充して「物権法改正研究会（研究代表者・吉田克己）」（以下、「改物研」と略称する）に改組され、活動をさらに発展させている。

すなわち、本研究によって解明された内容は、改物研に引き継がれ、さらに研究が展開されるのである。改物研は、新たな財（知的財産、パブリシティ、集合的利益等）、人の財化・財の人格化（身体・動物）、財の流動化（不動産、債権等）、財の管理（信託等の財産管理の諸制度）の4つのテーマを選定する。これらの具体的検討を通じて、財の法の基礎理論を構築する。

次に、基礎理論構築を踏まえつつ、財の法の重要な一環である民法物権法の改正案を策定する。その改正案策定のために、物・無体物、物権法定主義、物権変動論など10のテーマ（具体的には後述）を選定する。このそれぞれについて研究ユニットを編成し、歴史的・比較法的・理論的問題状況を検討する。そこでは、基礎理論構築のための理論活動とのフィードバックが常に意識される。

(5) 以上、本研究の成果は、財とその帰属の多様化に直面する現代の物権法が解決を必要とする課題を様々な角度から明らかに

するとともに、来るべき物権法改正に堅実かつ実践的な理論的基礎を提供したことに求められる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者, 研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 32 件)

平野裕之「根保証における確定前の権利関係」慶應法学 26 号, P.157-198, 2013 年, 査読無

平野裕之「消滅時効の起算点の緩和と二重の消滅期間の可能性」, 慶應法学 28 号, P.301-323, 2013 年, 査読無

Katsumi Yoshida, *Densification et dédensification normatives en droit civil japonais : une réflexion autour de la propriété foncière et du mariage légal*, in Catherine Thibierge (dir.) *La densification normative*, Mare et Martin, 745-761, 2013, 査読無

吉田克己「保護法益としての利益と民法学 - 個別的利益・集合的利益・公共的利益」民商法雑誌 148 巻 6 号 (2013) 572-605

小柳春一郎「筆界特定」, 七戸克彦【編著】『条解 不動産登記法』(弘文堂), P.719-832, 2013, 査読無

金山直樹「取引裁判例の動向」民事判例 VII・2013 年前期, P.3-21, 2013, 査読無

片山直也「営業・営業財産」北居功 = 高田晴仁【編著】『民法とつながる商法総則・商行為法』(商事法務), P.65-78, 2013, 査読無

吉井啓子「フランスのマンション管理制度」マンション学 46 巻, 2013, P.56-61, 査読無

平野裕之「物権法及び担保物権法と契約自由」, 法律論叢 84 巻 2・3 号, P.401-438, 2012 年, 査読無

YOSHIDA, Katsumi, “Vers un droit des biens du 21e siècle: une synthèse du deuxième séminaire franco-japonais sur le droit des biens,” Michel Grimaldi et al. (dir.), *Le patrimoine au XXIe siècle : regards croisés franco-japonais*, Collection Droits Étrangers, vol. 12, 2012, Société de législation comparée, pp. 485-511, 2012, 査読無

吉田克己「21 世紀の『財の法』の構築に向けて 第 2 回日仏物権法セミナーへの総括」, 新世代法政策学研究 17 号, P.177-214, 2012, 査読無

吉田克己「日本都市法の新たな展開と都市法のパラダイム転換」, 新世代法政策学研究 16 号, P.173-197, 2012, 査読無

金山直樹「第 2 回日仏物権法セミナー『有体物と無体物の占有』」, 法律時報 84 巻 11 号, P.91-93, 2012, 査読無

KANAYAMA, Naoki, “Chose et bien,” Michel Grimaldi et al. (dir.), *Le*

patrimoine au XXIe siècle: regards croisés franco-japonais, Société de législation comparée, pp.89-99, 2012, 査読無

KATAYAMA, Naoya, “L'immatériel et l'universalité: ver la théorie de la valeur,” Michel Grimaldi et al. (dir.), *Le patrimoine au XXIe siècle : regards croisés franco-japonais*, Collection Droits Étrangers, vol. 12, 2012, Société de législation comparée, pp.171-183, 2012, 査読無

片山直也「財産の管理」, 新世代法政策学研究 17 号, P.101-124, 2012, 査読無

MORITA, Hiroki, “La distinction entre droit réel et droit personnel,” Michel Grimaldi et al. (dir.), *Le patrimoine au XXIe siècle : regards croisés franco-japonais*, Collection Droits Étrangers, vol. 12, 2012, Société de législation comparée, pp.277-290, 2012, 査読無

小柳春一郎 = 山城一真 = 原 恵美 = 高秀成「物権法セミナー質疑について(日仏物権法セミナー(第 2 回)21 世紀における物権法の改正に向けて: 日仏比較研究)」, 法律時報 84 巻 11 号, P.94-96, 2012, 査読無

KOYANAGI, Shunichiro, “Aspects historiques du droit des biens : le droit japonais et l'avant-projet pour la reforme du droit des biens,” Michel Grimaldi et al. (dir.), *Le patrimoine au XXIe siècle : regards croisés franco-japonais*, Collection Droits Étrangers, vol. 12, 2012, Société de législation comparée, pp.29-48, 2012, 査読無

小柳春一郎 = 山城一真 = 原 恵美 = 高秀成「第 2 回日仏物権法セミナー質疑について(特集 21 世紀の『財の法』の改正に向けて: 日仏物権法セミナー)」, 新世代法政策学研究 17 号, P.215-231, 2012, 査読無

② YOSHII, Keiko, “La propriété et ses démembrements,” Michel Grimaldi et al. (dir.), *Le patrimoine au XXIe siècle : regards croisés franco-japonais*, Collection Droits Étrangers, vol. 12, 2012, Société de législation comparée, pp.209-224, 2012, 査読無

② 吉井啓子「フランス区分所有法の概要」, 土地総合研究 20 巻 1 号, P.1-11, 2012, 査読無

③ 高秀成「フランス法における権限(pouvoir)と財産管理制度」, 慶應法学 23 号, P.85-164, 2012, 査読無

④ 山城一真「契約締結過程における『正当な信頼』と契約内容の形成(6・完)」, 早稲田法学 86 巻 4 号, P.127-252, 2011, 査読有

⑤ 平野裕之「組合と権利能力なき社団における共有論の可能性」法学研究 84 巻 12 号, P.717-760, 2011, 査読無

⑥ 吉田克己「財の多様化(Diversification

des biens) 」, 法律時報 83 卷 8 号, P.89-91, 2011, 査読無

⑳金山直樹「日仏物権法セミナー『比較法的視角から』」, 法律時報 83 卷 8 号, P.77-78, 2011, 査読無

㉑片山直也「無体と包括体 - 価値の理論に向けて」, 法律時報 83 卷 8 号, P.92-94, 2011, 査読無

㉒小柳春一郎「フランス法における強制退去(明渡し): 賃料不払い・空屋不法占拠と警察上援助拒絶」, 獨協法学 84 号, P.65-157, 2011, 査読無

㉓森田宏樹「金銭の法的性質」, 法律時報 83 卷 8 号, P.95-97, 2011, 査読無

㉔吉井啓子「所有権の支分権」, 法律時報 83 卷 8 号, P.86-88, 2011, 査読無

㉕山城一真「契約締結過程における『正当な信頼』と契約内容の形成(4)(5)」, 早稲田法学 86 卷 2 号, P.179-284 / 86 卷 3 号, P.57-187, 2011, 査読有

〔学会発表〕(計 7 件)

吉田克己「財の多様化と民法学」(私法学会, 中央大学, 東京都) 2014 年 10 月 12 日(報告確定)

片山直也「財の本質と集合的把握」(私法学会, 中央大学, 東京都) 2014 年 10 月 12 日(報告確定)

森田宏樹「財の非物質化と財の法」(私法学会, 中央大学, 東京都) 2014 年 10 月 12 日(報告確定)

小柳春一郎「フランスにおける財の法の新展開: 不動産所有権」(比較法学会, 立命館大学, 京都府) 2014 年 6 月 7 日(報告確定)

片山直也「財の集合的把握」(比較法学会, 立命館大学, 京都府) 2014 年 6 月 7 日(報告確定)

平野裕之「物権法における個人意思」(比較法学会, 立命館大学, 京都府) 2014 年 6 月 7 日(報告確定)

吉井啓子「所有権の支分権」(比較法学会, 立命館大学, 京都府) 2014 年 6 月 7 日(報告確定)

〔図書〕(計 11 件)

図書

平野裕之【著】『民法総合 5 不法行為法[第 3 版]』(信山社), 2013 年, 555 頁, 査読無

金山直樹【著】『現代における契約と給付』(有斐閣, 2013), 478 頁, 査読無

森田宏樹【著】『債権法改正を深める - 民法の基礎理論の深化のために』(有斐閣), 2013 年, 454 頁, 査読無

Le patrimoine au XXIe siècle, Société de législation comparée, (dir. Par M. Grimaldi, Naoki Kanayama, Naoya. Katayama, et M. Mekki), *Le patrimoine au XXIe siècle*, Société de législation compare, p536, 査読無

平野裕之【著】『物権法』(弘文堂), 2012 年, 340 頁, 査読無

吉田克己【著】『市場・人格と民法学』(北

海道大学出版会), 2012 年, 456 頁, 査読無

松川正毅 = 金山直樹 = 横山美夏 = 森山浩江 = 香川崇【編】『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社), 2012 年, 352 頁, 査読無

吉田克己【編】『環境秩序と公私協働』(北海道大学出版会), 2011, 251 頁, 査読無

平野裕之『民法総則[第 3 版]』(日本評論社), 2011 年, 656 頁, 査読無

金山直樹【著】『法典という近代』(勁草書房), 2011 年, 360 頁, 査読無

片山直也【著】『詐害行為の基礎理論』(慶應義塾大学出版会), 2011, 698 頁, 査読無

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平野 裕之 (HIRANO, Hiroyuki)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号: 80208842

(2) 研究分担者

小柳 春一郎 (KOYANAGI, syunichiro)
獨協大学・法学部・教授
研究者番号: 00153685

片山 直也 (KATAYAMA, Naoya)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号: 00202010

吉井 啓子 (YOSHII, Keiko)
明治大学・法学部・教授
研究者番号: 00306903

山城 一真 (YAMASHIRO, Kazuma)
早稲田大学・法学学術院・助教
研究者番号: 00453986

吉田 克己 (YOSHIDA, Kastumi)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：20013021

高 秀成 (KOU, Hidenari)
金沢大学・法学系・准教授
研究者番号：50598711

森田 宏樹 (MORITA, Hiroki)
東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・
教授
研究者番号：70174430

金山 直樹 (KANAYAMA, Naoki)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：90211169

(3)連携研究者

()

研究者番号：